

平成 22 年度 大阪府教育委員会  
点検・評価 報告書

平成 23 年 9 月  
大阪府教育委員会



# 目次

- はじめに . . . . . 2
- 点検・評価の目的・役割 . . . . . 3
- 大阪府教育委員会の点検・評価の手法 . . . . . 4
- 大阪府教育委員会評価委員会 . . . . . 5
- 点検・評価調書 . . . . . 7

# はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）の一部改正により、平成 20 年度から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成することが義務付けられました。また、点検・評価を行うにあたっては、透明性、客観性を確保するという観点から、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

これに基づき、大阪府教育委員会では、「大阪の教育力」向上プランに掲げる重点項目を中心に、平成 22 年度

の取組みについて点検・評価を行いました。

あわせて、外部の有識者からなる、大阪府教育委員会評価委員会において、点検・評価の手法、内容についてご意見をいただき、調書に反映したところです。

この報告書により、平成 22 年度における大阪府教育委員会の取組みについて議会ならびに府民の皆様にはわかりやすくお示しするとともに、点検・評価を踏まえ、教育行政の一層の充実につなげていきます。

# 点検・評価の目的・役割

○目的・・・効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす

○根拠・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条（平成 20 年 4 月 1 日施行）

○要件

- ①教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行う
- ②その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表する
- ③点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

# 大阪府教育委員会の点検・評価の手法

## ○点検・評価の年次

前年度の事務の管理及び執行の状況について点検・評価

## ○点検・評価の単位

施策単位に点検・評価

- ・「大阪の教育力」向上プラン（※1）の重点項目
- ・「大阪の教育力」向上プランに記載のない「教育委員会の職務権限に属する事務」（地教行法第23条）

## ○点検・評価の方法

- ・「大阪の教育力」向上プランの重点項目の目標に対して、その成果・課題を点検・評価  
（数値目標のない項目については定性的に点検・評価）
- ・重点項目ごとの具体的取組み状況を記載

（※1）「大阪の教育力」向上プラン（平成21年1月策定）

これからの大阪の教育がめざす方向（平成21年度～平成30年度）と、今後5年間の具体的取組み（平成21年度～平成25年度）を記載

# 大阪府教育委員会評価委員会

## ○設置目的

教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行うにあたり、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。

## ○根拠

大阪府教育委員会評価委員会設置要綱  
(平成 20 年 6 月 1 日施行)

## ○開催状況

第 1 回 平成 23 年 7 月 7 日  
第 2 回 平成 23 年 7 月 21 日  
第 3 回 平成 23 年 8 月 9 日

## ○評価委員（五十音順）

井上 正英（いのうえ まさひで）  
大阪総合保育大学・大阪城南女子短期大学 広報室参事  
(教育分野)

小桜 弘美（こざくら ひろみ）  
大阪府 PTA 協議会副会長  
(PTA 活動)

杉江 淑子（すぎえ よしこ）  
国立大学法人滋賀大学教育学部 教授  
(音楽科教育学・国際理解教育)

横井 康（よこい やすし）  
あずさ監査法人 代表社員  
(公認会計士 監査・コンサルティング業務全般)

米川 英樹（よねかわ ひでき）  
国立大学法人大阪教育大学 教授  
(教育社会学、中等教育論、教員養成論)





# 点検・評価調書

## 点検・評価調書（凡例）

### 【目標】

〇〇〇・・・  
「大阪の教育力」向上プランの目標を記載

### 【成果（平成 22 年度末時点）】

〇〇〇・・・  
できる限り数値で成果を記載

### 【課題及び対応】

〇〇〇・・・  
成果を踏まえた課題とその対応について記載

### 【主な取組み（平成 22 年度）】

項目	目標 (目標年次)	H20 年度実績	H22 年度実績	進捗 状況	H22 年度実施事業
〇〇〇・・・ 「大阪の教育力」 向上プランの具 体的取組み	〇〇〇・・・ 〇〇〇・・・ (H〇〇年度)	〇〇〇・・・	〇〇〇・・・	○	(○)〇〇〇・・・ (取組みの種別) 取組み、事業名
					〇〇〇・・・ 取組み・事業の概要  ②〇〇千円【単】※ ②①〇〇千円【公】※ 決算額

※【単】：府単費の事業、【公】国費の入っている事業

### 【「大阪の教育力」向上プラン策定後に生じた課題に対する取組み】

項目	目標 (目標年次)	H21 年度実績	H22 年度実績	進捗 状況	H22 年度実施事業
〇〇〇〇〇		〇〇〇・・・			②

※1 “進捗状況”については、以下のとおり、目標に対する進捗状況を3段階で評価する。

- ◎ 目標達成済みもしくは概ね目標達成のメドがついた（8割以上の進捗）など
- 概ね着実に取組中もしくは目標の5割以上の進捗など
- ★ 継続した取組みが必要もしくは計画通りに進んでいないなど

※2 “取組みの種別”について、（新）は平成 21 年度の新規取組み、（継）は平成 21 年度以前から継続している取組み、（拡）は平成 22 年度から拡充している取組みを示す。

# 目次

## I. 「大阪の教育力」向上プランの進捗状況

<b>目標1 「学校力」を高める</b>	
【基本方針1】小・中学校で、子どもたちの学力を最大限に伸ばします	
(重点項目1) 学力向上方策の展開	P10
(重点項目2) 家庭、地域と連携した学習機会、教育内容の充実	P16
(重点項目3) 小・中学校の適正規模の確保支援	P19
(重点項目4) 校種間の連携強化、就学前教育の充実	P20
【基本方針2】すべての府立高校が魅力を高めあい「入ってよかった」と言われる学校をめざします	
(重点項目5) 特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実	P24
(重点項目6) 幅広い教育ニーズに応える教育内容の充実	P29
(重点項目7) 生徒の「自立・自己実現」の支援	P34
【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立をしっかりと支援します	
(重点項目8) 府立支援学校の教育環境の充実	P38
(重点項目9) 府立高校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実	P44
(重点項目10) 小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進	P47
(重点項目11) 府立支援学校のセンター的機能の発揮	P50
(重点項目12) 一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実	P53
【基本方針4】子どもたちの健康と体力づくりを進めます	
(重点項目13) 学校体育の充実	P55
(重点項目14) 学校・家庭・地域における健康・体力づくり	P62
(重点項目15) 学校における食育の推進	P65
【基本方針5】教員の力を高めるとともに、指導が不適切な教員を現場からはずします	
(重点項目16) 授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成	P68
(重点項目17) 将来、管理職となる教員の養成	P73
(重点項目18) 熱意ある優秀な教員の確保	P76
(重点項目19) 「がんばっている」教員への応援	P78
(重点項目20) 指導が不適切な教員への対応	P80
【基本方針6】学校の組織力と学校へのチーム支援を強化します	
(重点項目21) 府立学校の組織的な運営と自立的取組みの支援	P82
(重点項目22) 小・中学校に対するチーム支援	P89
(重点項目23) 校務の効率化	P93
【基本方針7】子どもたちの安全で安心な学びの場をつくります	
(重点項目24) 学校の安全対策の推進	P97
(重点項目25) 計画的な学校施設・設備の改修・改善	P100

<b>目標2 学校・家庭・地域をつなぐ</b>	
【基本方針8】家庭との役割分担、地域との協力で子どもたちの学びと育ちを支えます	
(重点項目26) 教育コミュニティづくりの主体的な推進	P102
(重点項目27) 保護者のエンパワメントと家庭教育を支える地域ネットワークの構築	P109
(重点項目28) 生きる力をはぐくむ体験活動や読書活動の推進	P112
<b>目標3 子どもたちの志や夢をはぐくむ</b>	
【基本方針9】子どもたちの豊かな心をはぐくみます	
(重点項目29) 子どもの成長過程に応じた教育の充実	P115
(重点項目30) 人権教育、障がい者理解教育、国際理解教育、福祉教育の推進	P119
(重点項目31) 読書活動の推進	P124
(重点項目32) 社会全体での「こころ」をはぐくむ取組みの推進	P128
(重点項目33) 歴史・文化等に関する教育の充実	P132
【基本方針10】責任を持って行動できる大人に育てます	
(重点項目34) 生徒指導の充実	P135
(重点項目36) 今日的な課題に対応した教育の推進	P143

## II. その他の事務の状況

①教育機関の設置、管理、廃止に関する事	P147
②財産の管理に関する事	P149
③教科書、教材に関する事	P152
④学校等の環境衛生に関する事	P153
⑤スポーツに関する事	P154
⑥ユネスコ活動に関する事	P155
⑦教育に関する法人に関する事	P156
⑧教育に関する調査、統計に関する事	P157
⑨広報、相談に関する事	P160
⑩教育委員会会議等に関する事	P161